行動援護の対象者の基準

知的障害福祉法に基づく指定居宅支援等に要する費用の額の算定に関する基準(平成15年厚生労働省告示第29号)別表1のホ及び児童福祉法に基づく指定居宅支援等に要する費用の額の算定に関する基準(平成15年厚生労働省告示第31号)別表1のホの行動援護の対象者は、行動上の困難の程度が、次の表の行動上の困難の内容の欄の区分に応じ、その困難が見られる頻度等をそれぞれ0点の欄から2点の欄までに当てはめて算出した点数の合計が10点以上であると市町村が認めた者とする。

なお、市町村で判断が困難な場合は、知的障害者更生相談所又は児童相談所 に意見を求めることができる。

基準は、平成18年1月に向けて検証するものである。

	ドル・〇午・月に回じ	C 1天証 9 0 0 0 C 0 0	0 .
行動上の困 難の内容	0 点	1 点	2 点
意思表示	方法により必要な意思	おいて、時々、利用者 独自の行動でしか自	て、利用者独自の行動で しか自らの意思を表現で きない。(頭突き、つかむ
説明理解	非日常的な場面では必要 必要 習慣化されていない日常生活上の行為や外出中の行為において、他者の説明を理解するためには、言葉以外の方法(カード等)を用いる必要がある。	日常生活や外出時において、時々、支援者が言葉以外の方法(カード等)を用いないと説明を理解できない	常に必要 日常生活や外出時において、支援者が言葉以外の 方法(カード等)を用いないと説明を理解できない。
奇声をあっていない。 あたいなのの のでである。 のでである。 でのできる。 でのできる。 でのできる。 できる。 できる。 できる。 できる。 できる。 できる。 できる。	週に一回以上 公共の場において、周囲にから場において、周囲によいではないではないではないではないではないではないではないではないではないではな	な行動を誘発する要因を回避したり、行動	一日に頻回 公共の場において、周囲 の人が驚くいきなりないなうなりいなくが がしていなくがするというなのいあが がが、いきるというなのいあるが の人が変れるのいな行動を がが、そる要とであるというであるを の人ができるというでも の人ができるといった。 の人ができるというでも の人ができるというでも のできるというでも のできるというできる。 はいいでも のものできる。 はいいでも にいいでも のできるというでも にいいできる。 はいいでも にいいでも にいいできる。 はいいでも にいいできる。 はいいでも にいいできる。 はいできる。 はいいできる。 はいできる。 はいできる。 はいいできる。 はいできる。 はいできる。 はいできる。 はいできる。 はいできる。 はいできる。 はいできる。 はいできる。 はいできる。 はいできる。 はいできる。 はいできる。 はいできる。 はいできる。 はいできる。 はいできる。 はいできる。 はいできる。 とっと。 はいできる。 とっと。 はいできる。 とっと。 とっと。 とっと。 とっと。 とっと。 とっと。 とっと。 とっ

自傷行為

月に一回以上

傷跡が残るほど自分の傷跡が残るほど自分傷跡が残るほど自分の手 手やもので頭を叩いたの手やもので頭を叩やもので頭を叩いたり、 り、身体部位を噛むなどいたり、身体部位を噛り体部位を噛むなどの自 の自傷行為のいずれか むなどの自傷行為の 傷行為のいずれかがほぼ が概ね月に1回以上あれずれかが概ね週に毎日あるため、そのよう るため、そのような行為 1回以上あるため、そ な行為を誘発する要因を

週に一回以上

に制止するなどの支

ほぼ毎日

を誘発する要因を回避のような行為を誘発回避したり、行為が起き したり、行為が起きた場する要因を回避した。た場合に制止するなどの 合に制止するなどの支り、行為が起きた場合を援が必要である。

る障害

食事に関す月に一回以上

援が必要である。

制止するなど支援が必要め、これを制止するななど支援が必要である。 である。

援が必要である。 週に1回以上

ど支援が必要である。

ほぼ毎日

異食行為、多飲、過食又異食行為、多飲、過食異食行為、多飲、過食又は は反芻を誘発する要因を又は反芻を誘発する要反芻を誘発する要因を回 回避する際に不適切な行因を回避する際に不適避する際に不適切な行動 動を起こすことが月に1 切な行動を起こすこと を起こすことがほぼ毎日 |<u>回以上</u>あるため、これを||<u>が週に1回以上</u>あるた||あるため、これを制止する|

他害行為

月に一回以上

どの支援が必要である。起きた場合に制止する。

週に一回以上

るなどの支援が必要

ほぼ毎日

他者を叩く、ひっかく、他者を叩く、ひっか他者を叩く、ひっかく、 髪の毛を引っ張る、ある」く、髪の毛を引っ張」髪の毛を引っ張る、ある いは突然身体接触をしる、あるいは突然身体がは突然身体接触をした たり、罵詈雑言をあびせは触をしたり、罵詈雑り、罵詈雑言をあびせる るなどの他害行為のい言をあびせるなどのなどの他害行為のいずれ ずれかが概ね月に1回他害行為のいずれかかがほぼ毎日あるため、 以上あるため、そのようが概ね週に1回以上をのような行為を誘発す な行為を誘発する要因のるため、そのようなの要因を回避したり、行 を回避したり、行為が起 行為を誘発する要因 為が起きた場合に制止す |きた場合に制止するな||を回避したり、 行為が||るなどの支援が必要であ

行動の停止

多動または 月に一回以上

の支援が必要である。

週に一回以上

である。

または誘導するなどる。 の支援が必要である。

ほぼ毎日

|特定の人・事・物に強い||特定の人・事・物に強||特定の人・事・物に強い こだわりがあり、動けないこだわりがあり、動しこだわりがあり、動けな くなったり、多動になる。けなくなったり、多動しくなったり、多動になる ことのいずれかが概ね になることのいずれ ことのいずれかがほぼ毎 月に1回以上あるため、かが概ね週に1回以 日あるため、そのような そのような行動を誘発上あるため、そのように行動を誘発する要因を回 する要因を回避したり、な行動を誘発する要避したり、行動が起きた 行動が起きた場合に制 因を回避したり、行動 場合に制止または誘導す 止または誘導するなどが起きた場合に制止るなどの支援が必要であ

よるパニッ クや不穏な 行動	月に一回以上 一回以上 一回以上 一回以上 一回以上 一回をきずので定とが安はらののででで定とでででででででででででででででででででででででででででででででで	るッねす動回きなあ 4つ他物ど盗害力ならいたで定回のするでは場の。 1・でで定回のあるでは場のの外がで定以よるでは場のの 9・1・ででは、光を組みでは、光を組みでは、光を組みでは、光を組みがした。 1・1・1・1・1・1・1・1・1・1・1・1・1・1・1・1・1・1・1・	ほぼ外出のたび 他人に抱きついたり、物 を盗んでしまうなど結果 として暴行、窃盗などの 触法行為(他害行為の にあるよるを はのたびにあるために のような行為を のたびにあるため でのような のたびにあるを のような のような のような のような のような のような のような のような
てんかん発 作	ルされているが、環境が 変化した場合のてんか	った支援が必要である。 月に一回以上 服薬によりコントロールされているが、環境が変化した場合の	週に一回以上 服薬によりコントロール されているが、環境が変 化した場合のてんかん発 作が概ね週に1回以上あ る。

(注)

- 1 判断基準は、原則として6か月程度継続している場合とする。
- 2 てんかん発作については、主治医の意見書または知的障害者更生相談所、 児童相談所の判定書または意見書により確認する。